

県南広域振興局長告示第 20 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 2 月 2 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0372700104	孝養ハイツ居宅介護支援事業所	一関市室根町折壁字八 幡沖 119 番地	一関市室根町折壁字向 山 67 番地 3	平成 19 年 1 月 4 日